

類型指定見直しの対象となる湖沼の整理・検討について（案）

宮城県環境対策課

1. 類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方

類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みに当たっての基本的な考え方については以下のとおり。

(1) COD

県が類型指定を行った 12 湖沼（栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、樽水ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム）について、類型指定及び達成期間の見直しに係る検討の必要性を判断する。

ア 類型指定

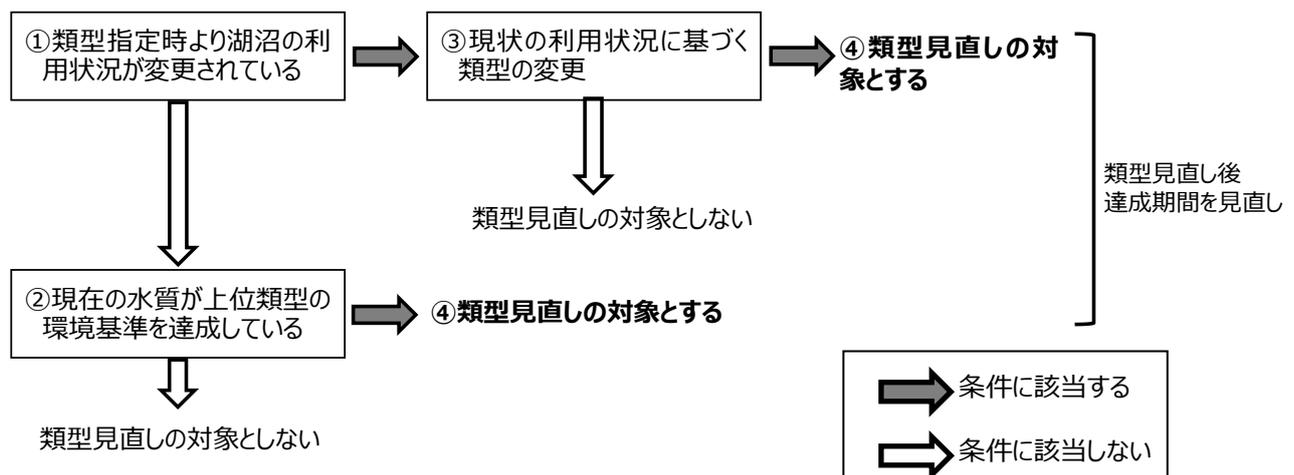
類型指定の見直しの必要性について、以下の項目により整理し判断する。

- 利用状況の変更の有無
- 類型指定以前から現在までの水質の状況
- 上位類型の環境基準の達成状況（A 類型、B 類型）

なお、利用状況（水域の利用目的）のうち人工湖沼における「自然環境保全」は、水域の利用目的に当てはめた場合、AA 類型に相当する。一方、「自然探索には様々な水準があるが、環境基準において最も高いランクの水質が必要とされるのは、厳然たる自然地の探索であると考えられる。人工湖の場合、もとより自然が大きく改変された場であるため厳然たる自然地には当たらない」（「人工湖沼における利用目的の適応性に関する課題について」（平成 15 年中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会第 5 回資料 4-2-1 より）との見解があり、宮城県においてもこの見解を踏まえるものとする。

■ 類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー

【COD（全て類型指定済み）】



(2) T-P

ア 類型指定済み湖沼（5湖沼）

既に類型指定済みの5湖沼（南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム）を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断する。

（ア）類型指定

類型指定の見直しの必要性について、以下の2項目により整理し判断する。

- 利用状況の変更の有無
- 上位類型の環境基準の達成状況

イ 類型指定未指定湖沼（7湖沼）

類型が未指定の7湖沼（栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、樽水ダム）を対象に、直近10年間の水質による類型指定の要件の該当状況から、新規指定の検討の必要性を判断する。

（ア）新規類型指定

以下の2要件全てに該当する湖沼を絞り込みの対象とする。

- ・ 特定施設の有無（水質汚濁防止法及び公害防止条例に係る特定施設）
- ・ 排水基準適用の有無（磷含有量規制対象湖沼）

新規類型指定に当たっては、環境基準が適用された場合の汚濁負荷削減対策、特に汚濁排出源（点源）への規制手段の有無が重要となる。汚濁原因となり得る特定施設が存在しても、規制対象の水域でなければ排水規制が及ばないことから、2要件全てが必要と整理した。

(3) T-N

ア 類型指定未指定湖沼 (12 湖沼)

現在、類型が未指定の 12 湖沼を対象に、類型指定の要件から、新規指定について、検討の必要性を判断する。(当分の間適用しないとしている 5 湖沼 (南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム) も含む。)

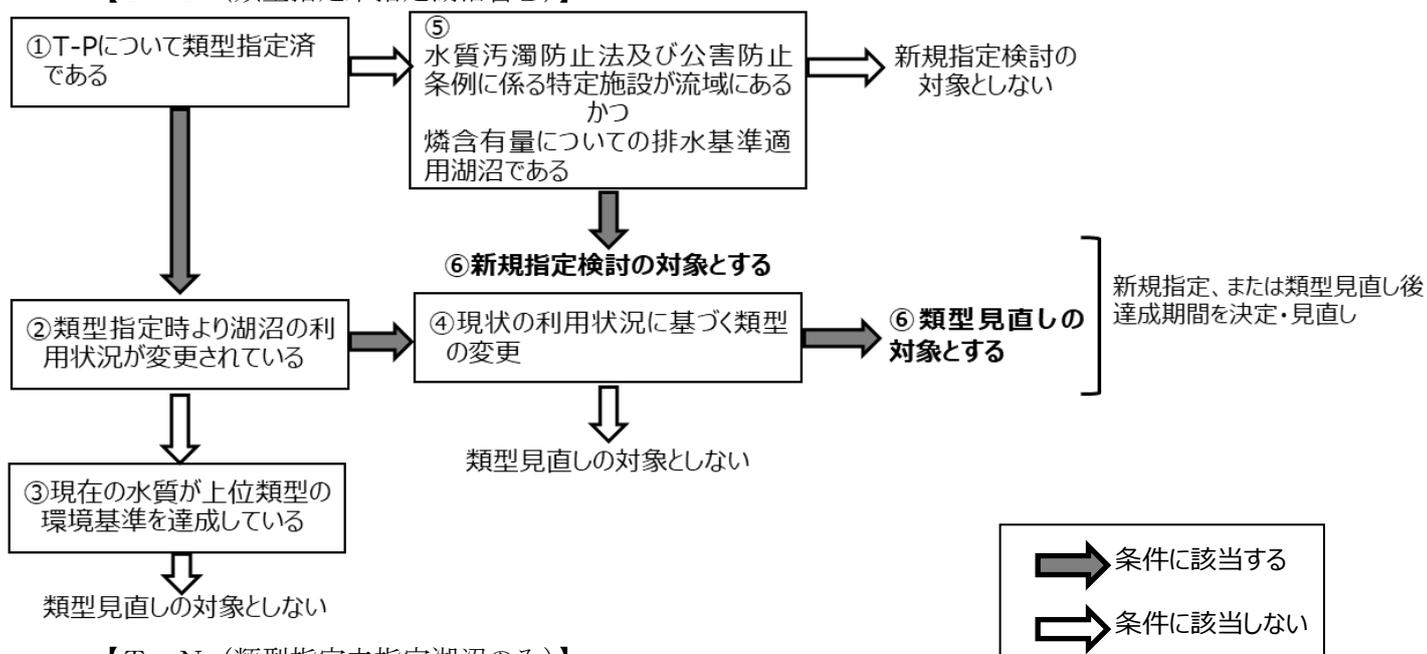
(ア) 新規類型指定

以下の 2 要件¹全てに該当する湖沼を絞り込みの対象とする。

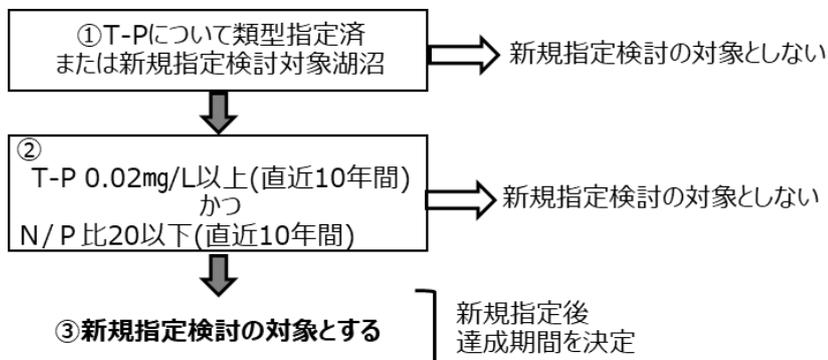
- ・ T-P 0.02 mg/L 以上 (直近 10 年間の水質)
- ・ N/P 比 20 以下 (直近 10 年間の水質)

■ 類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー

【T-P (類型指定未指定湖沼含む)】



【T-N (類型指定未指定湖沼のみ)】



¹ 全窒素の項目の基準値を適用すべき湖沼の条件：水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府令・通商産業省令第 2 号。以下「規則」という。)第 1 条の 3 第 2 項第 1 号

2. 絞り込みの結果

1. の考え方にに基づき絞り込んだ結果、見直しの対象となる湖沼は次のとおり。

(1) COD

栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、釜房ダム、大倉ダム

(2) TP

ア 類型指定済み湖沼

対象湖沼なし

イ 類型指定未指定湖沼

栗駒ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム

(3) TN

類型指定未指定湖沼

伊豆沼、長沼ダム、七北田ダム

3. 達成期間

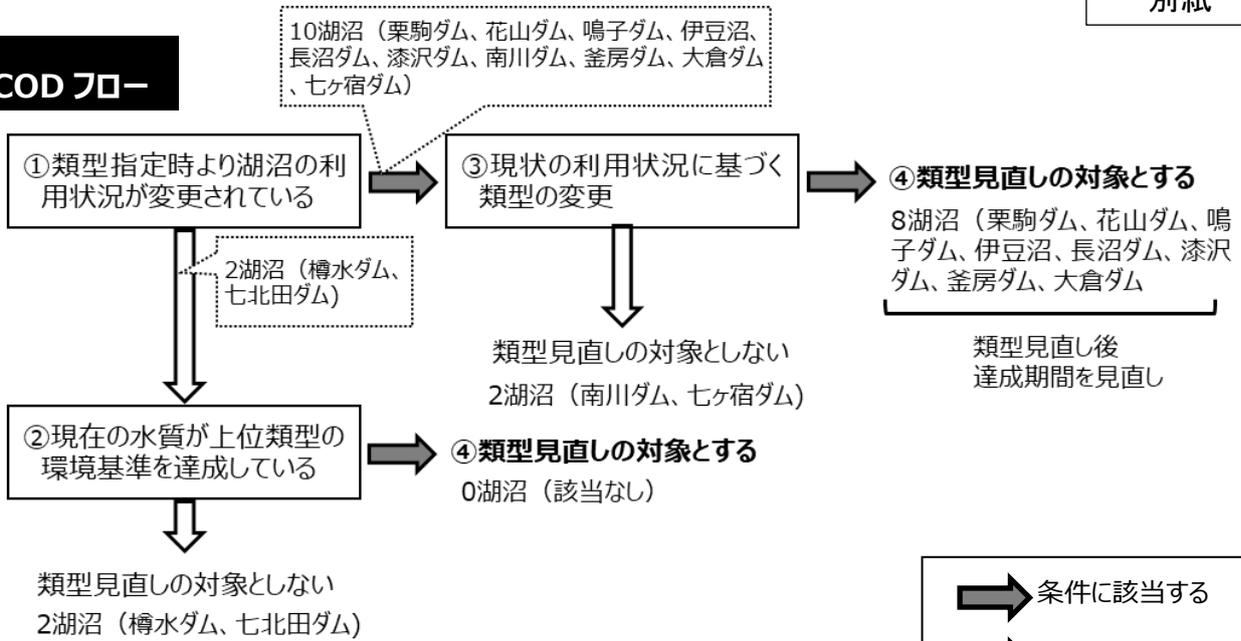
直近 10 年間の水質による環境基準達成状況、水質のトレンド等から判断し、現状の達成期間と齟齬が生じている湖沼について見直し対象とする。

なお、達成期間の見直しは、類型指定の見直し後、当てはめた類型の環境基準の達成率の他、将来水質予測を踏まえ設定する。

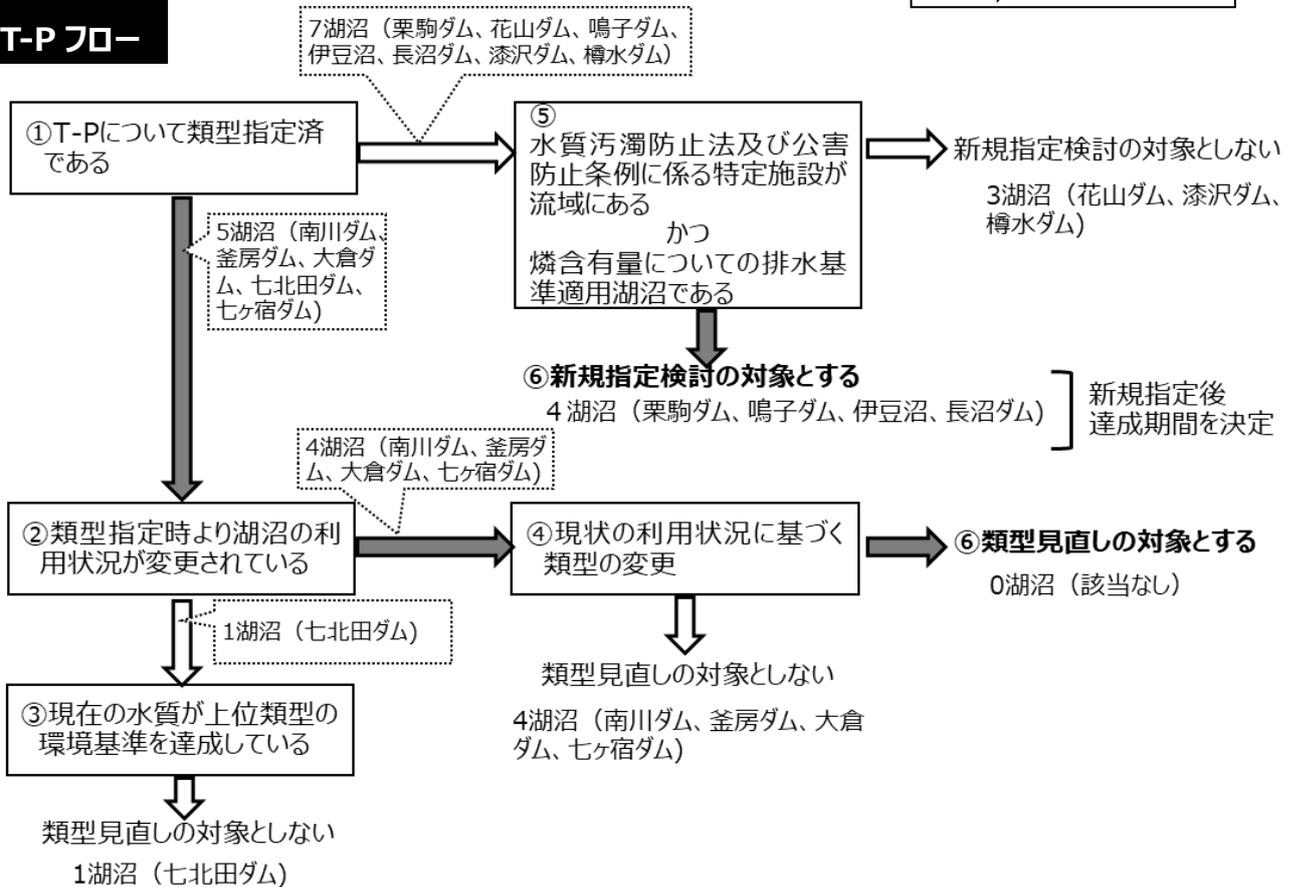
なお、湖沼について、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」（昭和 60 年 6 月 12 日付け環水管第 126 号）において、「イ：直ちに達成」、「ロ：5 年以内で可及的速やかに達成」、「ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成（遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途）」に掲げる達成期間の区分により難しく、段階的に水質改善を図る必要がある場合には、『達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とすることができるものとする』とされている。

今後の検討で達成期間を見直す段階で、環境基準未達成の湖沼においては、暫定目標を設定するか検討する。

COD フロー



T-P フロー



T-N フロー

